

2019年草の根育成助成 募集要項

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成をする財団法人です。2019年は下記の通り助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業

東京都内で行われる事業や活動で下記分野に属するもの。

【対象となる事業・活動分野】

- ①障がい者、生活困窮者や事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業や活動
- ②高齢者の福祉の増進を目的とする事業や活動
- ③勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業や活動
- ④児童・青少年の健全な育成を目的とする事業や活動
- ⑤教育、スポーツで心身の健やかな表現と豊かな人間性を身に着けることを目的とする事業や活動
- ⑥文化及び芸術振興を目的とする事業や活動
- ⑦地域社会、コミュニティの健全な営みを目的とする事業や活動

(助成対象事業は東京都への変更認定申請中)

2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に活動拠点をおく非営利な活動法人（非営利株式会社を含む）NPO法人、社団法人、財団法人等及び任意団体。

3. 対象となる助成期間

2019年4月1日から2020年3月31日

4. 助成額

1事業あたり100万円を上限とします。

但し、一団体につき3事業までを申請の上限とします。

【助成件数】

過去の実績は、当財団ホームページをご覧ください。

【助成総額】

4,500千円

5. 助成対象経費と補助率

申請内容により異なります。フローチャートを参照の上、どの事業に該当するかご確認ください。

A. 連続開催事業助成

対象経費：備品購入費のみ 補助率：80%

B. 新規連続開催事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：60%

C. 継続イベント事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：30%

D. 新規イベント事業助成

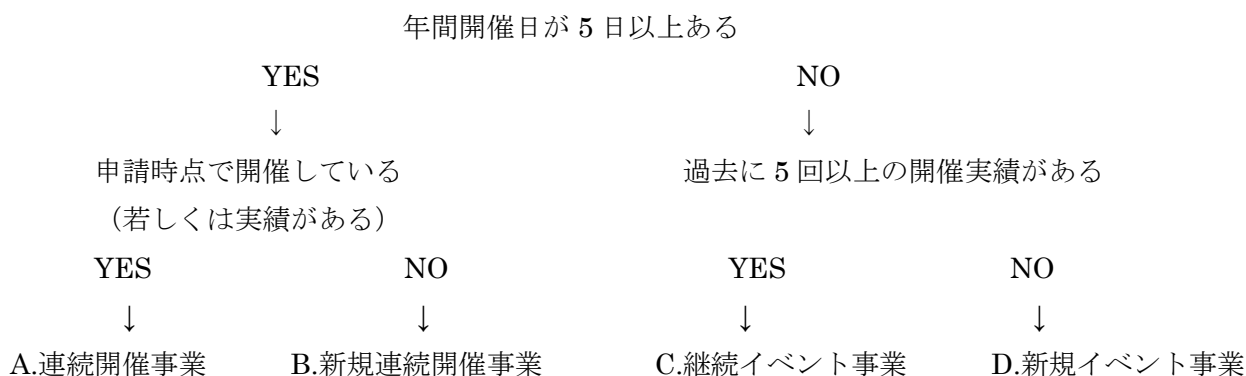
対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：60%

E. 上記A～Dに共通した物品支援助成

対象経費：当財団からの支援物品(簡易テント)制作経費 補助率：100%

※全ての経費・・・人件費、交通費、宿泊費、会場費、制作費、備品購入費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、委託費、保険料、その他必要経費

【フローチャート】



6. 申請方法

(1) 申請書類

所定の「2019年草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。(5月1日公開予定)

(2) 申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードして、内容をよくお読みください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せてEメールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

7. 問い合わせと申請受付期間

【募集問い合わせ期間】

2019年4月1日～5月31日

【申請受付期間】

2019年6月1日～6月17日(消印有効 Eメールは必着)

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、2019年8月上旬に採否結果を通知します。

9. 選考基準

- ・地域の問題を適切に捉えているか。
- ・問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・本事業を進める団体として適切か。
- ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・他の地域や団体への波及が考えられるか。

10. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が 5,000 千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 受益者負担の考え方に反する事業
- (5) 各省庁の補助金等、他の助成金も受けて実施される事業
- (6) 営利目的が強い事業

11. 面談実施

初めて助成する団体とは、8月中に個別面談を実施します。

12. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出の後、助成金額が確定し、1か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。但し、必要に応じて「事前交付金(内定額の50%まで)」の利用も可能です。

13. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去3年連続で草の根育成助成の助成金を受けている事業
- (4) 10年以上連続してすでに実施されている事業(申請団体の社歴が10年以上は不問)

14. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。
- (2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。
- (4) 2020年5月に報告交流会を予定しております。奮って参加ください。
- (5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。
- (6) 上記5.Eの簡易テントは、大きさが2種類あります。詳しくは、手引きを参照ください。

申請書送付先/問合せ先

公益財団法人 草の根事業育成財団 事務局

〒182-0024 東京都調布市布田 1-15-9-403

TEL : 042-427-4278 (平日 10:00~16:00)

FAX : 042-449-6942

電子メール : info@kusanoneikusei.net

ホームページ : <http://www.kusanoneikusei.net/>